

休眠預金等活用法に係る預金のお取扱いについて

お客さま各位

京都北都信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

※外貨預金、マル優口座、財形貯蓄口座、譲渡性預金等は休眠預金等活用法の対象ではありません。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する以下の日のうち最も遅い日です。

- (1) 異動が最後にあった日
- (2) 預金等に係る債権の行使が期待される日（注）
- (3) 預金者等への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
- (4) 預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

- (2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の異動事由

<預金種類ごとの認可を受けた異動事由>

預金等の種類	認可を受けた異動事由
当座預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は通帳の再発行のみ
普通預金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)、(b)、(e)に掲げる事由のみ
貯蓄預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く ※②は(a)に掲げる事由のみ
納税準備預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く
通知預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(c)に掲げる事由のみ
期日指定定期預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(d)に掲げる事由のみ
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上
自動継続期日指定定期預金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(d)、(e)に掲げる事由のみ
自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自動継続自由金利型預金 (大口定期預金)	同上
自動継続変動金利預金	同上
積立定期預金	下記①、③に掲げる事由 ※①は証書、繰越を除く
定期積金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は繰越を除く ※②は(e)に掲げる事由のみ

<当金庫が認可を受けた異動事由>

- ①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。
- ②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
- (a) キャッシュカードの再発行
 - (b) カードローン契約の終了
 - (c) 解約予定日の設定・変更
 - (d) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
 - (e) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- ③預金者等による次に掲げる事項の全部又は一部に係る情報の受領。
- ・ 当金庫名称及びお客さまの預金等を取扱う店舗の名称
 - ・ 預金等の種別
 - ・ 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - ・ 預金等の名義人の氏名または名称
 - ・ 預金等の元本の額
- ④総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

（注）預金等に係る債権の行使が期待される日

号	債権の行使が期待される事由	債権の行使が期待される日
1号	預入期間等期間の定めがあること	当該期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、最初に当該預金等に係る預入または受入が行われた日の属する期間の末日）
2号	自動継続扱いの預金等について上記の預入期間等経過後に異動事由もしくは通知の到達があつたこと	異動日もしくは通知発送日の属する期間の末日 ※普通定期除く
3号	法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により預金等に係る債権の支払が停止されたこと	当該支払いの停止が解除された日
4号	強制執行、仮差押え等の対象となつたこと	当該手続きが終了した日
5号	複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等において、当該預金等に係る他の預金等に上記に掲げる事由があること	当該他の預金等について上記に掲げる事由が生じた日

◎預金種類ごとの債権の行使が期待される事由（各号）

預金種類	1号	2号	3号	4号	5号
当座預金	—	—	○	○	—
普通預金	—	—	○	○	—
貯蓄預金	—	—	○	○	—
通知預金	○	—	○	○	—
納税準備預金	—	—	○	○	—
定期預金	○	○	○	○	—
積立定期預金	○	○	○	○	—
定期積金	○	—	○	○	—
定期性総合口座 【普通預金・定期預金・ 定期積金】	—	—	○	○	○

以 上